

小千谷市ガス託送供給約款 / 別表

別表第1（第1条、第3条、第16条関係）

払い出すガスの圧力並びに供給区域（払出エリア）

- 1 本市は、低圧のガスを払い出す場合には、次に規定する圧力のガスを払い出す。

| | | |
|------------------|------|-----------|
| 低圧で払い出す 場合の圧力 | 最高圧力 | 2.5キロパスカル |
| | 最低圧力 | 1.0キロパスカル |

- 2 本市は、2.5キロパスカルを超えるガスの託送供給申込みがある場合には、その託送供給依頼者と協議の上、圧力を定めて託送供給を行う。
- 3 本市は、前各項の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、託送供給依頼者が損害を受けた場合には、その賠償の責任を負う。ただし、本市の責めに帰すべき事由がない場合には、本市は賠償の責任を負わない。
- 4 本市は、以下のとおり供給区域（払出エリア）を定める。

新潟県小千谷市

| | | | | |
|-----------|-------------------|--------|--------|-----------|
| 上ノ山1丁目 | 上ノ山2丁目 | 上ノ山3丁目 | 上ノ山4丁目 | 上ノ山5丁目 |
| 土川1丁目 | 土川2丁目 | 本町1丁目 | 本町2丁目 | 平成1丁目 |
| 平成2丁目 | 稲荷町 | 元町 | 日吉1丁目 | 日吉2丁目 |
| 船岡1丁目 | 船岡2丁目 | 船岡3丁目 | 栄町 | 若葉1丁目 |
| 若葉2丁目 | 若葉3丁目 | 小千谷 | 大字土川 | 東栄1丁目 |
| 東栄2丁目 | 東栄3丁目 | 旭町 | 大字蕨生 | 大字東吉谷 |
| 大字西吉谷 | 大字四ツ子 | 大字山本 | 大字西中 | 大字谷内 |
| 大字上片貝 | 千谷川1丁目 | 千谷川2丁目 | 千谷川3丁目 | 千谷川4丁目 |
| 城内1丁目 | 城内2丁目 | 城内3丁目 | 城内4丁目 | 平沢1丁目 |
| 平沢2丁目 | 大字千谷川 | 大字平沢新田 | 大字桜町 | 大字両新田 |
| 大字時水 | 大字藪川 | 大字山谷 | 大字千谷 | 大字小栗田 |
| 大字三仏生 | 大字坪野 | 大字横渡 | 大字浦柄 | （大字浦柄のうち、 |
| 字大平キ、字鬼倉、 | 字倉下、字菅田及び吉ヶ沢を除く。） | | 片貝町 | 片貝山屋町 |
| 高梨町 | 鴻巣町 | | | |

新潟県長岡市

川口相川字小相川 183番地12、183番地16、183番地21、183番地26、183番地30、1014番、1022番、1025番1、1025番2、1026番1、1026番2、1027番、1032番、1033番、1033番3、1033番4、1036番1、1036番2、1036番5、1037番1、1037番2、1038番1、1038番3、1038番5、1041番4、1041番5、1041番38、1041番39、1041番44並びにこれらのうちの土地と隣接する国道17号及び市道川口51号線

別表第2（第4条関係）

受け入れるガスの性状、圧力・温度等の基準値とその測定方法の例及び監視方法

- 1 受け入れるガスの性状と圧力・温度等基準値は、以下のとおりとする。

| 項目 | 基準値※ | 備考 |
|--------|--------------------------------|---------------------------------------|
| 標準熱量 | 43.9535MJ/m ³ N | ガス事業法の熱量の定義による |
| 総発熱量 | 42.70～46.16MJ/m ³ N | 瞬間値 |
| ウォッペ指数 | 52.7～57.8 | 成分含有率より算定する |
| 燃焼速度 | 35～47 | 算出方法はガス事業法による |
| 比重 | 1.0以下 | 空気を1.0とする |
| 付臭剤濃度 | 10.6～18.6mg/m ³ N | 原則として本市が指定する付臭剤を使用する |
| 受入圧力 | 受入地点の導管運用上の最高圧力以下であること | 流量を制御する設備の上流で託送供給契約量の受渡しに必要な圧力を確保すること |
| 受入温度 | 5～30℃ | |

※ 基準値とは、受入地点においてガスが原則として常時満たすべき性状等の上下限值であり、

ガス製造設備の設計、運転の基準となる数値をいう。

以下の項目については、ガス製造方法の違い等による差異が大きいため、個別に協議する。

- ・酸素
- ・窒素
- ・一酸化炭素
- ・二酸化炭素
- ・水素
- ・全硫黄
- ・硫化水素
- ・アンモニア
- ・ガスのノッキング性
- ・炭化水素の露点
- ・水分
- ・その他の微量成分（油分、微量元素：V、Pb、Cl 等、 ジエン類、オレフィン類、有害成分：ベンゼン、トルエン等）

2 ガスの性状等の測定方法及び監視方法は原則として下表のとおりとする。ただし、原料性状、プラント運転状況等から含有の可能性がない、又は一定範囲にあることが明らかな成分については、必ずしも測定することを要しない。

| 項目 | 測定方法の例 | 監視方法 |
|---------------------------|----------------------|------|
| 総発熱量 | 速応答型熱量計 | 連続監視 |
| ウォッベ指数、燃焼速度 | ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定 | 定期監視 |
| 比重 | ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定 | 定期監視 |
| 硫化水素 | ガス事業法に基づく方法 | 定期監視 |
| 全硫黄 | ガス事業法に基づく方法 | 定期監視 |
| アンモニア | ガス事業法に基づく方法 | 定期監視 |
| 付臭剤濃度 | 付臭剤添加量とガス流量より算定 | 連続監視 |
| 炭化水素、水素、酸素、窒素、一酸化炭素、二酸化炭素 | ガスクロマトグラフィー | 定期監視 |
| ガスのノッキング性 | ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定 | 定期監視 |
| 炭化水素の露点 | ガスクロマトグラフィー成分分析値より算定 | 定期監視 |
| 水分 | 露点計 | 定期監視 |
| 圧力 | 圧力計 | 連続監視 |
| 温度 | 温度計 | 連続監視 |

(注1) 測定方法については、個別協議により他の方法によることがある。

(注2) 上記項目の測定記録は本市に提出すること。

(注3) 上記の他、法令の規定により測定、記録が必要な場合はその規定による。

別表第3（第4条関係）

ガスの受入れのために必要となる設備

この約款に基づく託送供給に際して、必要となる設備は、原則として、以下のとおりとする。

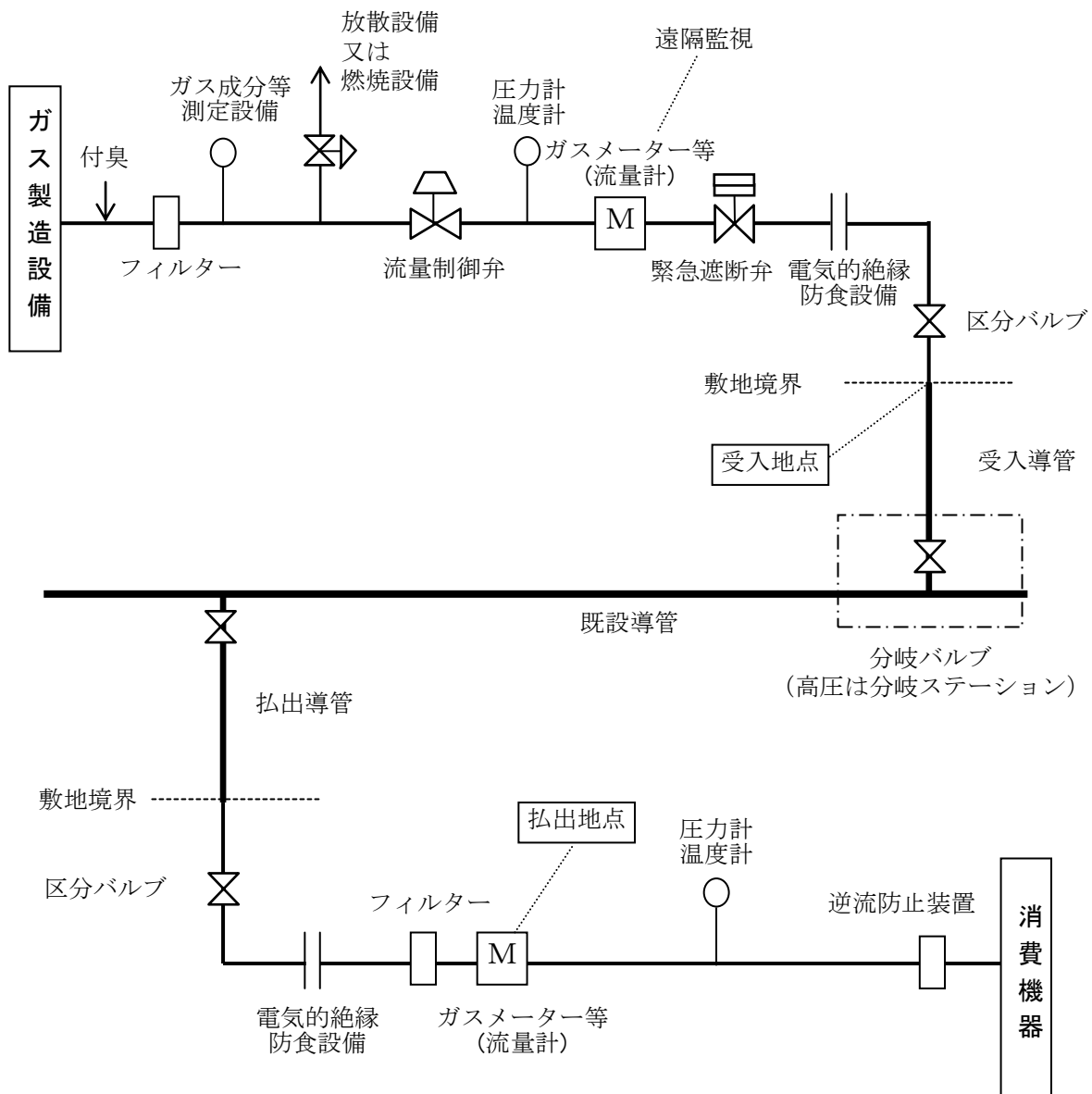
受入れのために必要となる設備

| 設 備 名 | 機 能 |
|-----------------------|--|
| フィルター | 不純物の除去 |
| 成分等の測定設備 | ガスの成分分析 (炭化水素、水素、一酸化炭素、二酸化炭素、酸素、窒素) |
| | ガスの付臭剤濃度の測定 |
| | ガスの熱量測定 |
| 圧力計 | ガス圧力の測定 |
| 温度計 | ガス温度の測定 |
| ガスメーター（流量計） | ガス流量の測定 |
| 放散設備又は燃焼設備 | オフスペックガスの発生など、緊急時の放散若しくは燃焼 |
| 流量制御弁又は圧力制御弁 | ガスの流量制御又は圧力制御 |
| 緊急遮断弁 | 異常時・緊急時のガス遮断 |
| テレメータリング設備 | ガスの圧力・流量等の遠隔監視 |
| 電氣的絶縁・防食設備 | 受入導管の防食 |
| 区分バルブ | 託送供給依頼者と導管事業者の管理区分 |
| 受入導管 | 本市既存導管までのガスの輸送 |
| 分岐バルブ（高圧の場合は分岐ステーション） | ガスの受入れのための分岐 |

注1：設備仕様は、ガス事業法等関係法令、本市標準仕様、これに定めのない事項については、日本工業規格等によるものとし、詳細は個別に協議する。

注2：上記のほか、法令の規定、ガス製造形態や受入地点の位置等により設備が必要となる場合には、個別に協議する。

(参考) ガスの受入及び払出のために必要となる設備概要 (概念図)



注：上図は概念図として参考に図示したものである。ガス製造形態や受入及び払出地点の位置等による差異が大きいため、詳細は個別に協議する。

別表第4（第17条関係）

料金表

託送供給依頼者は個別契約の申込みに際して、以下のいずれか1つを選択するものとする。

〔一般託送供給料金〕

1 適用区分

料金表A ガス量が0立方メートルから23立方メートルまでの場合に適用する。

料金表B ガス量が23立方メートルを超え、323立方メートルまでの場合に適用する。

料金表C ガス量が323立方メートルを超える場合に適用する。

2 料金表A

(1) 定額基本料金

| | |
|---------------|---------|
| 1か月及び1個別契約につき | 400.00円 |
|---------------|---------|

(2) 従量料金単価

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 26.95円 |
|------------|--------|

3 料金表B

(1) 定額基本料金

| | |
|---------------|---------|
| 1か月及び1個別契約につき | 450.00円 |
|---------------|---------|

(2) 従量料金単価

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 26.51円 |
|------------|--------|

4 料金表C

(1) 定額基本料金

| | |
|---------------|-----------|
| 1か月及び1個別契約につき | 1,100.00円 |
|---------------|-----------|

(2) 従量料金単価

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 25.05円 |
|------------|--------|

〔選択的託送供給料金〕

5 料金表「大口契約」

(1) 定額基本料金

| | |
|---------------|------------|
| 1か月及び1個別契約につき | 37,400.00円 |
|---------------|------------|

(2) 従量料金単価

| | |
|------------|--------|
| 1立方メートルにつき | 38.30円 |
|------------|--------|

別表第5（第37条関係）

本支管及び整圧器

| | 口 径 |
|-----|--|
| 本支管 | 50mm |
| | 75mm |
| | 100mm |
| | 150mm |
| | 200mm |
| | 250mm |
| | 300mm |
| | ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合には別途、協議により決定する。 |
| 整圧器 | 20mm |
| | 25mm |
| | 30mm |
| | 40mm |
| | 50mm |
| | 80mm |
| | 100mm |

別表第6（第37条関係）

本支管及び整圧器の工事に対する本市負担額

1 ガスメーターの能力別本市負担額

| 設置するガスメーターの能力 | ガスメーター1個につき本市の負担する金額 |
|---------------|----------------------|
| 2.5立方メートル毎時以下 | 65,000円 |
| 4.0立方メートル毎時 | 104,000円 |
| 6.0立方メートル毎時 | 156,000円 |
| 10.0立方メートル毎時 | 260,000円 |
| 16.0立方メートル毎時 | 416,000円 |
| 25.0立方メートル毎時 | 650,000円 |
| 40.0立方メートル毎時 | 1,040,000円 |
| 65.0立方メートル毎時 | 1,690,000円 |
| 100.0立方メートル毎時 | 2,600,000円 |
| 160.0立方メートル毎時 | 4,160,000円 |
| 250.0立方メートル毎時 | 6,500,000円 |

2 前項以外のガスメーターを設置する場合の本市負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき26,000円を乗じて得た金額とする。

3 別表第1第2項の規定に基づく圧力のガスを供給する場合の本市負担額は、第1項により算定された金額に、次の係数を乗じた金額とする。

<係数>

最高圧力が0.1メガパスカル以上0.3メガパスカル未満の場合・・・ 2

最高圧力が0.3メガパスカル以上1メガパスカル未満の場合・・・ 4

別表第7（第24条関係）

注入計画乖離単価、ガスの過不足精算単価

- 1 本市が託送供給依頼者から注入計画乖離補償料を申し受ける場合の注入計画乖離単価は、以下のとおりとする。

（注入計画乖離単価）

本市において別途、算出し通知する。

- 2 本市と託送供給依頼者との間で、過不足ガス量を精算する際の実費相当単価はガス生産・購入単価に製造単価を加算して算定することとし、以下のとおりとする。

（実費相当単価）

実費相当単価（円）＝ ガス生産・購入単価 ＋ 製造単価

（1）ガス生産・購入単価

精算対象月において、託送供給依頼者がガスの生産及び購入等に要した費用（以下「ガス生産等費用」という。）をガスの生産及び購入等の量（以下「ガス生産等量」という。）で除したものを当該月単価といい、次の算式により算定する。

$$\text{ガス生産・購入単価（円/m}^3\text{）} = \text{ガス生産等費用} \div \text{ガス生産等量}$$

なお、託送供給依頼者は、精算対象月の翌月に、本市が定める帳票等の算定根拠を本市に提出した上でガス生産・購入単価を確定するものとし、詳細については、別途本市と託送供給依頼者で定める。

ただし、託送供給依頼者は、この「ガス生産・購入単価」の代わりに、「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」を用いた精算を選択することができる。託送供給依頼者は、基本契約の申し込み時に、「ガス生産・購入単価」又は「精算対象月の全日本通関LNG価格及び全日本通関LPG価格」のいずれかを選択し、その後に変更することはできない。

（2）製造単価

0円/m³

別表第8（第16条関係）

ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合のガス量の算式

- 1 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいう。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

- 2 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいう。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

（備考）

V は、第16条第13項の規定により算定するガス量

V_1 は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによるガス量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

別表第9（第16条関係）

最高圧力を超える圧力で供給する場合のガス量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

（備考）

V は、第16条第16項の規定により算定するガス量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V_1 は、ガスメーターの検針量

別表第10（第17条関係）

料金の日割計算

1 料金の日割計算（1）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とする。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算ガス量による。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×日割計算日数／30

（備考）

ア 定額基本料金は、別表第4の料金表における定額基本料金

イ 日割計算日数は、料金算定期間の日数

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定する。

2 料金の日割計算（2）

料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計とする。なお、別表第4のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間のガス量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算ガス量による。

(1) 日割計算後基本料金

定額基本料金×（30－供給中止期間の日数）／30

（備考）

ア 定額基本料金は、別表第4の料金表における基本料金

イ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30

ウ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

(2) 従量料金

別表第4の料金表における従量料金単価にガス量を乗じて算定する。